

令和4年3月

貿易関係証明申請者各位

櫃原商工会議所

台湾向け食品の原産地証明書の運用変更について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当所事業運営に格別の御高配と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、台湾政府より、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の一部の日本産食品に対して課されていた輸入規制措置の緩和が2022年2月8日に発表されました。

これに伴い、台湾政府から日本政府に対して、台湾向けの食品輸出時に必要となる商工会議所の原産地証明に従来の運用の継続(6. Remarks 欄に製造県、生産県の記載)に加え、特定の文言を追記するよう要請がありました。

今後、台湾向け食品の原産地証明書には下記要領をご確認いただき申請いただきますようお願いいたします。

当面、移行期間として旧来の運用に沿った発給申請を受理させていただきますが、**2022年4月1日以降は、指定文言の挿入を伴った新たな様式でない限り、発給申請を受理いたしかねます。**

記

1. 指定文

This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.

※指定文言は一切変更できません

※指定文言の典拠インボイス等への記載はできません。

(政府からの要請に基づく対応であるため、原産地証明書にのみ記載してください。)

2. 記載箇所

6. Remarks 欄

※Remarks 欄に指定文言および産地が入りきらない場合、記載事項の最後に「*」を付し、7 欄にも同様に「*」を付し、その後につきを記載して下さい。

※記載例

指定文言

5. Transport details From : Osaka, Japan To : Kaohsiung, Taiwan By Sea On or about April 1, 2022	6. Remarks This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI. Place of Manufacture 1. Nara Pref. 2. Osaka Pref. *
7. Marks, numbers number and kind of packages; description of goods	8. Quantity
ABC	1. STRAWBERRIES 1KG
Kaohsiung	2. ORANGES 10KG
C/No.1-5	3. POTATOES 10KG
MADE IN JAPAN	TOTAL 21KG

* 3. Hyogo Pref. ← 記載しきれない場合は「*」を付し、7・8欄へ

3. 根拠書類の提出

典拠インボイスに加えて、下記誓約書及び産地を示す根拠資料 1 点をご提出ください。

- ①食品輸出に係る原産地証明書への産地記載に関する誓約書
 - ②産地を示す根拠資料 1 点
- <根拠資料の例>
- ・食品衛生法上の営業許可証の写し
 - ・生産証明書（生産者作成。産地がわかるものに限る）
 - ・国内入手経路説明書（輸出者作成。産地がわかるものに限る）

以上

本件担当
榎原商工会議所 貿易関係証明担当
〒634-0063 榎原市久米町 652-2
TEL 0744-28-4400 FAX 0744-28-4430
HP <http://kashihara-cci.or.jp>